

公益財団法人 公益法人協会 第55回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 2019(令和元)年12月6日(金) 15時～16時57分
- 2 開催された場所 仏教伝道センター 8階「和」
- 3 理事総数及び定足数
総数 14名、定足数 8名
- 4 出席理事数 9名
(出席) 太田達男、鈴木勝治、高宮洋一、田中 皓、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、橋本大二郎、早瀬 昇、山岡義典、渡邊 肇
注) 橋本理事は報告事項①説明時の15時15分に着席した。
(欠席) 浦上節子、片山正夫、岸本幸子、養 康久、堀田 力
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子、平川純子
(評議員傍聴) 伊藤道雄、稲垣裕志、上保紀夫、紙野憲三、木村裕士、島田京子、中野佳代子、振角秀行、吉井實行
注) 本理事会には傍聴を希望する評議員9名が同席した。

5 議 題

決議事項

第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

報告事項

- ① 「公益法人ガバナンス・コード」の状況
- ② 会社法の改正に伴う一般法人法の改正について
- ③ 訪英調査ミッションの実施
- ④ 「東アジア市民社会フォーラム2019」の開催
- ⑤ 「マスコミ懇談会2019」の開催
- ⑥ (一財)日本尊厳死協会 第二審判決について
- ⑦ 2019年度事業、会員及び財務の状況
- ⑧ 監事会報告
- ⑨ その他職務執行状況等

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼事務局次長より、理事総数14名中8名が出席、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し(報告事項に移った後に理事1名が到着、理事出席は9名となった)、続いて、同次長から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会の傍聴を希望する評議員9名の同席が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した後、議事録署名人を定款第

52条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

雨宮理事長より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 2020(令和2)年3月11日(水) 15時開始

場所： 仏教伝道センター

目的である事項等： 2019年度事業計画書及び収支予算書等の承認
倫理規程の改定

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

①「公益法人ガバナンス・コード」の状況（鈴木副理事長）

9月27日理事会で了承され、当協会が推奨するものとしてオーソライズされた「公益法人ガバナンス・コード」であるが、これからはその普及、すなわちこれを参考にし、それぞれの法人が自身でガバナンス・コードを作成し、正しく運用されるかどうかチェックリストを作る等により対応していくという段階に入っていくと考えている。経緯としては、6月21日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」を閣議決定し発表した。その中に学校法人、社会福祉法人と並んで「公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う」という文言が盛り込まれた。その後、自民党行政改革推進本部が提言を行ったが、公益法人に対しては10の提言があった。本ガバナンス・コードは、これを直接受けたわけではないが、ガバナンス・コードの必要性はかねてより実感しているところである。というのも、昨年12月4日に開催した『新制度施行10周年シンポジウム』の大会宣言で、財務三基準の改正、変更認定申請等の簡素化、情報公開の拡大等の要望を出したが、要望の過程では、自民党筋も「公益法人は一番変なことがない法人であることは分かっているが、国民の税金から利益優遇を受けており、自分たちのビヘイビアについて後ろ指を指されない、身元が綺麗な法人形態でなくてはならない。それについては、ガバナンス・コード等をきっちり決めて自ら潔白であることを示すことが大切である」との要請を受け、去る6月27日の理事会で、策定することを決定した経緯がある。9月27日の理事会に同コード案を決定した後、10月18日に内閣府公益法行政担当室へ策定に関する報告のため訪問したところ、「内閣府が関与し、ガバナンス・コードに規範性を持たせるべきとの意見に対しては、そもそも内閣府が良い悪いという立場にない。行動規範は法人の方がたの、自分たちの問題である。上から押し付けて、こうしろというのはよくない。規制するものでもない。行政庁としては、法人のために考え普及、支援するというスタンスだと思う」と言われ、公益法人として自分たちの問題としてやって欲しいとのことであったが、これはまさしく、パブリックコメントにかけた時に皆様から一番問題と言われたことである。つまり、ガバナンス・コードの策定が立入検査の項目にならないまでも、きちんと行っていますかと聞かれたりするようなことにならないかという恐れである。これからの展開を見てみなくては分からないが、そのようなことにならないよう行政庁に釘を刺すし、公益法

人自らがきちんとやればそれらを跳ね返せると思っている。なお、野党にも回って説明を行ったほか、マスコミ懇談会でも発表を行った（報告事項5で説明）。その他、具体的に普及を図らなくてはならないので、個別の法人から要請がある都度、11月に2回、それぞれ説明に赴いた他、理事会承認を得る前にも、9月8日、9月11日に報告会を開き、広く法人の方から意見を聞いている。さらに、12月10日にもそれに関係するセミナーを開催する予定である、とのことであった。

② 会社法の改正に伴う一般法人法の改正について（鈴木副理事長）

『公益法人』9月号でもご案内のとおり、10月18日、会社法改正法案とともに一般法人法等の改正法案が閣議決定を経て上程された。主な改正案の事項は7項目あり、このうち1つは会社法において同様の規定が衆議院で否決されたため削除されたが、これ以外の6項目については会社法の改正が国会を通ったと同時に、整備法の規定により一般法人法も改正される。会社法が変わると自動的に整備法で一般法人法が変わるのはおかしいと疑問を持つ方も多いと思われるが、我々も、会社法はパブリックコメントに付される一方、一般法人法の改正については意見を言う場もなく、有無を言わずという面があることは非常に問題だと考えている。2014年の会社法の一部改正の際にも同趣旨の要望を提出した経緯があるが、その際には今後善処する旨の回答を得ていたが、今回もまたこのようなことが起きており、引き続き要望を出したい。具体的には先の6項目であるが、特に、社員総会資料の開催日3週間前の提供について、①株式会社と異なり社員から現行より早い情報提供を求める声は少なく、②現行では社員からの資料の提供要求はほとんど文書ベースであり、電子提供のニーズは少なく、仮に両者が併存する場合に提供機関が異なることは混乱を招きかねないこと、③法人サイドにおいては現行の2週間を事務手続上むしろ短縮する要望が強いこと等から反対である、ということ等を要望する予定である。法務省側は、国会会期が終わるまで時間が取れないようではあるが、12月中旬にはその機会を持ちたい、とのことであった。

③ 訪英調査ミッションの実施（鈴木副理事長）

英国チャリティ、とりわけ小規模なチャリティにおける会計規制や会計実態について、現地訪問調査を通じてその制度や実態を明らかにし、我が国への示唆を得ることを目的とし、訪英調査団を英国に派遣した。日程は9月30日～10月4日、訪問先はロンドンの他にエディンバラも加え、スコットランドの小規模法人の他、規制機関、会計事務所等を訪問し、小規模法人の会計の実態調査を行った。英国では比較的小規模なチャリティが税制優遇を得て活動し、小規模なチャリティに対しては大規模なチャリティが従うべき規制の一部が免除されているが、チャリティ会計をトータルとして把握しつつ、その実態はどうかということを調査の主体にしたいと考えた。報告書は早くても来年1～2月頃完成予定であるが、調査団に参加した学者や専門家によれば、なかなか一筋縄でいかないというのが実態のようである。小規模法人が優遇されているのは間違いないがイギリスの風土によるところも大きい。例えば計算書類は簡便であるが、例えば寄附した人のお金がどのように使われているかを（注）書きできっちり記さなくてはならない、といったことがあるようである。報告書が出た段階で改めて検討するが、先生方の提言とわれわれ調査会の提言は別々であるのはあり得ることであり、我々は運動体として政策的に考えて行きたいと考えている、以上であった。

④ 「東アジア市民社会フォーラム2019」の開催（鈴木副理事長）

10月28日・29日、当協会主催により同フォーラムを開催した。タイトルは「長寿社会と市民社会組織」であるとおり、東アジアといっても中国、韓国と日本の3カ国であるが、ようやく共通するテーマが見つかったという感じであり、中国は高齢化社会、韓国は高齢社会、日本が超高齢社会、と高齢という共通のテーマに基づき、密度の濃い議論が展開された。従前はそれぞれの国で関心事が異なるため若干ちぐはぐ感があったが、今回は非常に詳細な議論が行われ、有益なフォーラムであったと感じられた、以上であった。

上記までの報告に関して次の質疑応答があった。

(早瀬理事) 一般法人法の改正について、メインは財団、社団どちらに当てはまることが多いのか。

(鈴木副理事長) 会社はご案内のように社団であるので、社団法人に関係することが多い。

なお、会社法が変わると論理必然的に一般法人法が変わると前回言われたことがあるが、論理必然ではなく、会社法を形式的にまねただけであり、一般法人法はわれわれ公益法人の基本法であり、もと民法に規定されたものが一般法人法になっただけだと反論したがそのような認識がないようであった。前回申し出のとき善処しますとのことであるが、今回何もないということはけしからんと思う。

(雨宮理事長) 非営利法人と営利法人の基本法が同じだというのはおかしい、と考えている。会社法専門の弁護士、会計士は会社法と同じであるように平気で言う。ずっとこのことを言っていないと、もっとほかのもっと大事なところで、例えば社外取締役の件とか、非営利法人の世界に入れられてはたまらない。

(早瀬理事) 例えば営利法人は役員が有償だが、非営利法人は役員はボランティアであり、全然状況が違うのに同じガバナンスで良いのか。

(雨宮理事長) おかしいことはおかしいと言い続けなければ、恐ろしいことになる。

(高宮理事) 公益法人協会はきちんとこういうことを分析し、非営利団体を代表してその問題を文書としてしかるべき時に投げるのが使命であり特徴である。問題意識・意見を明確にクリアにすることができる協会なので、ぜひ、あきらめずに粘り強くしっかりと対応を継続して欲しい。

(雨宮理事長) 声を出して言っていないと流されてしまう。

(山岡理事) 改正段階では法制審議会にはかからないのか。立法の時にはかかると思うが。

(鈴木副理事長) 会社法の改正は当然かかるが、整備法はかからない。会社法が変わると論理必然的に変わるというのが法務省の発想である。だとすれば、会社法の動向を常にチェックせよというのか。従属した法律のように扱われるのは非常に不本意である。

(山岡理事) 東アジア市民社会フォーラムについて。中国、韓国との共通言語が今回は多く勉強になった。高齢化問題では、韓国で言うとサービスが少ないが赤字財政ではない、中国は高齢者のレベル(ステージ)は低いが高齢者数が多い。また、日本のフィランソロピーの源流を探るとかなりのものが中国にルーツがあり、例えば中国にも日本にも「義倉」の考え方がある。高齢者、長寿社会の問題をつきつめていくと文化の根底につながるような部分もある。また、それぞれ熱心な現場の訪問(フィールド調査)、現場の方を呼ぶなど、中国、韓国それぞれ関心が違うことから、それぞれの現場を見る、ないしは現場に行くということを通じてその国のことが分かる。公益法人協会には大変な実務

をお願いした。感謝したい。

(雨宮理事長) 通算10回目なので、3か国で三巡した。今後はどのようなテーマになるのかは、まだ分からないようだ。

(山岡理事) 次回は韓国で開催する。ご一緒に行ける方はぜひ、ご参加をお願いしたい。

⑤ 「マスコミ懇談会2019」の開催 (雨宮理事長)

10月3日、マスコミ5社(うち1名は個人ジャーナリスト)を招き、報告と意見交換を行った。時節柄、ガバナンスへの関心が高く、意見交換を行った。その中で、「そもそも公益法人はお金を集めて仕事を拡大しようとする気はあるのか」「新しい感覚のものをしようとする意欲はあるか」と問われ愕然とした。新しい制度に変わったが前と変わらないのではないか、という言われ方だと感じた。ふるさと納税は寄附ではない。自分のところに払うものを他のところに払っているというだけで、寄附については例えば京都アニメーションの件では、営利企業ではあるが、1万円未満の寄附が集まり災害支援という形となった。本当に支援をしたいという気持ちになったときにできる仕組みを考える必要があるのではないか、と感じた、とのことであった。

⑥ (一財)日本尊厳死協会 第二審判決について (鈴木副理事長)

10月30日、(一財)日本尊厳死協会の公益認定申請に係る東京地裁の不認定処分取消等訴訟(以下、第1審)判決に対する国による不服の控訴審(以下、第2審)の判決が出て、結論的には第1審と同じく不認定処分を取り消す旨の判決が出て確定した。これは非常に大きな意味があることである。新しい制度ができた当初は、ある程度公益目的事業の要件を備えていれば国は認定しなくてはならないというのがスタートであったはずだが、だんだんと裁量権は国にあり、よほどひどいことでなければ国の論理が通るということになってきた。国は第1審判決に対して抵抗したが、第2審も第1審判決を支持した。われわれにとっては良い判決である。具体的には、リビング・ウィルの登録管理事業の公益目的事業該当性、医師等に与える影響の有無について争ったが、第2審では、国の裁量権について、行政庁の認定判断には一定の裁量の余地があるが、その範囲は広範なものではなく、その裁量判断は合理的なものではなければならないとした。また、医師等に与える影響の有無・程度については、第1審、第2審とも、医師に与える影響はないとした。この問題、特に公益目的事業該当性については、引き続き専門家を入れて検討する必要があると考えており、第19回判例等研究会で取り上げる予定となっている。報告者より了解を得ているので、担当した弁護士を報告者に招いて、理事、監事及び評議員でご関心のある方についてはご参加いただければ、とのことであった。なお、令和2年の新年懇親会(講演会)において、『生命倫理と法』と題して、尊厳死や安楽死の問題についてオーソリティーである樋口先生に講演いただく予定になっているので、合わせてご参加いただきたい、とのことであった。

⑦ 2019年度事業、会員及び財務の状況 (鈴木副理事長)

4月から開始している中期経営計画に関し、①会員の増強、②営業力強化、③寄附金の本格募集に関する説明に続き、③の寄附金をもとに実施する創立50周年記念事業、新規プロジェクトについて具体的な報告があった。前者については、記念シンポジウムの開催、記念出版として『公益法人の理論と実務』の改訂版発行、協会50周年年史の発刊を企画

している。後者については、公益法人界のシンクタンク機構の設立、公益事業の基礎研究による公益活動拡大への寄与、公益法人協会の提言活動の理論的基礎確立を目的とした、公益学会（仮称）の設立を構想している、とのことであった。

また、会員及び財務の状況について報告があった。報告によれば、11月末までの入退会の8ヶ月実績は、入会が退会を1件下回っており、依然として厳しい状況にある。昨年12月に実施した会員アンケートを通じ公益法人協会の強み、弱みがよりリアルに分かってきたので、各戦略を実行に移していきたい。また、9月末までの事業及び財務の6ヶ月実績については、受取入会金が予算に対し120万ほど不足しており、また事業収益については、出版事業が新刊本の遅れなどで予算未達である。一方、セミナー事業が順調であり引き続き推し進めていきたい、とのことであった。なお、セミナーは110回行っており、社会福祉法人に対する会計セミナーが好調である、以上であった。

⑧ 監事会報告（雨宮理事長）

11月12日に開催された本年度第2回の監事会において、上期の事業、財務の状況等について報告したとの説明があった。特に会員増強に力を入れていきたいとのことであった。

⑨ その他職務執行状況等

上記⑧までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携、メディア対策）、公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）及び「法人管理」（役員会、会員、社内システム、団体保険）が鈴木副理事長、公3「調査研究・提言」（各種研究会、専門委員会、提言・要望活動）が雨宮理事長及び鈴木副理事長であった。

また、長沼事務局次長より、2020年度事業計画書、収支予算書等の承認等に係る次回理事会の開催（3月4日、日本工業倶楽部）について連絡があった。

上記までの報告に関して次の質疑応答があった。

（中田監事）入退会状況比較を見ると、入会はこの4年間相対的に変わっていない。退会が多いか少ないかで増減が決まるのかと思う。退会を増やさないための施策は何かお考えか。

（鈴木副理事長）会員になるメリット感が乏しい。いろんな形でメリット感を感じてもらえるようなものを増やしていきたい。新年懇親会に講演会を加えたことはそのような試みの一つである。例えば、業種別懇談会を通じて悩みを打ち明け、解決策をともに考えると、地方に支店がないため地方に対して弱いところがあるのでそこにセミナー開催等に出張するとか、いろいろな方法を考えたい。一網打尽に集められる方法もないのでコツコツとやっていくことかと考えている。

（鈴木副理事長）ガバナンス・コードについて私どもがパブリックコメントを求めたときも、小規模法人の特例を設けるべきではないかという意見もあったが、大小で分けようがなく、規模にかかわらずガバナンスが必要なことは事実である。ただ、ガバナンス・コードは全く任意なものであり、アプライするかどうかは自由であり、コンプライあるいはアプライどちらでも良く、その理由をエクस्पラインすればよいのであって、小さいからこれは要りませんというのは理由にはならないと思うが、自分のところはこういうことできっちりやっているという事実を示せるのであれば

内部通報者制度については取り上げないということではよいのではないか。箱物をつくればそれでよいという考えではない。公益法人協会でも、実際の適用はゼロである。財団は職員が数人という例が多いとすると箱は作ったけれども適用は何もないということはある。自縛にならないよう緩やかに考えればよいのではなかろうか。

(雨宮理事長) これは、イギリスではつくっているがスコットランドではつくっていない。不祥事が起きたから作った。不祥事は公益法人全体に多いわけではなく、例えばスポーツ競技団体に多い。法人の自由であり、なぜこれを作らなくてはならないか、これがありさえすればよいというものではなく、自分たちの事業を活性化するためにあるという姿勢が大切である。不祥事があったからそれを防ぐためにできたものであり、定款に従えば良いと言い切るようになりたい。自らで首を絞めるようになるのはおかしい。やりやすくする必要はない。

(渡邊理事) 昨年に比べてセミナーはどのくらい増えているのか。また、地方開催については場所によって規模や参加人数が違うと思うが、収益の話だけでなく経費効率の考え方を含めた運営について聞きたい。

(鈴木副理事長) 地方は赤字ないし利益は少ない。効率だけ考えれば東京中心にやればよい。しかし私どもの場合そうはいかない。全体の数値と細かな分析は9月までで別途お示ししたい。

(長沼事務局次長) 当協会主催セミナーは、公益法人の会計セミナー、社会福祉法人の会計セミナー、それ以外の特別セミナーの3種類がある。増加要因としては、消費税セミナーに特化した特別セミナーを増やしたこと、当協会相談室の相談員が講師を務める制度運営セミナーの回数が増えたことなどが挙げられる。

(早瀬理事) 前年同期で経常費用が1千万円ほど増えているが、事情が分かるようなら教えて欲しい。

(鈴木副理事長) 人件費が増えている。またセミナーを開催すれば、会場費、講師謝金も増える。収益に伴い費用も発生する。

(高宮理事) 営利法人は役員の損害賠償は必須だということになっている。公益法人もそれは無視できないと思う。以前の理事会では、役員賠償責任保険がらみで入会するところがあったと聞いている。相対的な数字だけではどうなのか分からない。ガバナンス・コードとの関係も含めてもう少し詳しく聞かせてほしい。

(鈴木副理事長) その件数は、着実に増加している。会社法の改正に伴い一般法人法も改正し、役員の損害賠償について、保険料をだれが負担するか、ということについて現在株式会社では役員が100%負担してもよいという国税庁の通達が出たが、その適用は営利法人に限っていると考えられていた。しかしながら、会社法の改正により法人側が負担してもよい、利益相反にならないということになり、法人側が100%負担してもよいということになったので、それをテコに現在提携している保険会社と提携してセミナーを行い、キャンペーンをやろうと企画しているところである。今般の法改正の唯一良かった点かと思っている。

(雨宮理事長) 公益法人の役員になっていただく方を探すときに、これが一つのキーポイ

ントになるのではと仰る方もいる。なお、この保険事業が何の事業になるのかという
ことを以前から指摘されているが、公益目的事業であると言いたいが、保険事業
については、優遇されている医師会、ボーイスカウト連盟が公益目的事業として主
張している。保険にどのような効果があるか、公益性が高いかどうかを示さなくて
はならない。

(鈴木副理事長) 団体保険の扱いについては、本年6月に開催する定時評議員会の特別決
議により、定款変更を行う必要が生ずる可能性がある。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時57分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

2019年12月6日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子